

## 情報公開手数料の見直しについて

東京都が H29 年 6 月議会で情報公開条例を改正し、H29 年 7 月 1 日から公文書開示手数料（1 枚 10 円、文書 1 件名あたり 100 円上限）を廃止した。また、多摩 26 市中、公開手数料を完全有料としている自治体は昭島市と東村山市だけであること、H26 年 4 月施行の「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」で、自治を進める基本原則に「情報共有の原則・・・市は、市民に対し、市政に関する情報を分かりやすく公表し、情報共有に努めます。」をあげていることも踏まえ、総務部では、平成 30 年度主要課題のひとつに『情報公開条例の改正』をあげ、公開手数料の見直しに着手した。

H31 年度中に手数料見直しの条例改正を行うことを目指し、まず総務部案「市民・市内法人等は公開手数料を無料とする」を作成して、H30 年 11 月の経営会議・総務会議に提示し庁内意見を求めた。H31 年 1 月の経営会議で、総務部案をそのまま市の考えとすることが了承されたところである。

この市の考えについて、審議会のご意見を伺いたい。

### 1、現時点での見直しに関する市の考え

現在、すべての請求者から公開手数料（起案文書1件につき100円）を徴収しているが、これを、現条例で「市民等」と規定している次の者からの請求については、公開手数料を無料とする。

ア、市内在住・在勤・在学者

イ、市内にある事業所・法人・団体

ウ、市が行う事務事業に直接利害関係を持つ個人・法人・団体

※完全無料化ではない。市外居住者及び市外にある事業所・法人・団体からの請求は、引き続き公開手数料を徴収する（現在の1件100円から金額変更を検討する可能性もあり）。

●情報公開請求をした際に請求者が支払う費用の仕組み

現行

※市民等でもそれ以外でも同じ

「閲覧」を希望した場合

公開手数料のみ  
(公開する文書1件につき100円)

「写しの交付」を希望した場合

公開手数料  
(公開する文書1件につき100円)

+

コピー代  
(片面1枚につき10円)

見直しをした場合

※市民等の場合

「閲覧」を希望した場合・・・無料

「写しの交付」を希望した場合・・・コピー代(片面1枚につき10円)のみ  
これまで通り支払う

※市民等以外の場合・・・これまで通り手数料とコピー代が有料

「閲覧」を希望した場合

公開手数料のみ  
(公開する文書1件につき100円)

「写しの交付」を希望した場合

公開手数料  
(公開する文書1件につき100円)

+

コピー代  
(片面1枚につき10円)

2、上記の考えとした理由

ア、現在、都内(町村除く)で公開手数料が完全有料なのは4自治体のみ(中央区、品川区、昭島市、東村山市)。都外の地方自治体においても無料が大勢であり、公開手数料が完全有料だと実際の情報公開内容に係わらずその一点だけで「情報公開が遅れた自治体」というイメージを持たれてしまう。

※「情報公開は住民参加等を目的とする制度であるから、手数料徴収が制度利用の妨げにならないように」という考えから、手数料無料としている自治体が多い。情報公開条例は昭和59年から60年代に地方自治体か

ら先に制定が始まり、国は遅れて行政機関情報公開法を平成13年に施行した（国は手数料有料）。

イ、市外居住者・市外事業者等（以下「市民以外」という。）は引き続き有料とする考えなのは、「情報公開」を市民が行政運営に参加するための制度、あるいは市民に対する説明責任と考えれば、市民以外は主権者でない以上、無償で制度の利用を保証する必要が無いと考えるためである。

また、市民以外からの公開請求は40%弱（過去5年平均）を占めているため、相応のコスト負担を求めたい。完全無料にすると市民以外からの主に営利目的の請求が増え、対応する職員の事務時間が増大する可能性もある。

神奈川県横須賀市（20年4月～）、埼玉県草加市（22年4月～）、愛知県春日井市（27年8月～）、千葉県柏市（29年4月～）など、営利目的のものも含め請求件数の増大に伴い、手数料を無料から完全有料（市民も有料）に改正した自治体もある。

ウ、既に都内でも手数料を一部有料化している自治体がある。

※平成12～17年頃に一部有料に条例改正した自治体が多い。近年に改正したのは青梅市（31年4月～）、足立区（26年3月～）、江戸川区（28年12月～）

類型	有料とする範囲	該当自治体	
		26市	23区
A 市民以外 有料型	次の「市民等」以外は1件100円とする ・市内在住・在勤・在学者 ・市内にある事業所・法人・団体 ・市が行う事務事業に直接利害関係を持つ個人・法人・団体	武蔵野市 羽村市	
	・市内在住・在勤・在学者 ・市内にある事業所・法人・団体 以外は1件150円とする	東久留米市	荒川区 ※1件300円
B 営利目的 有料型	市民等であるか、事業者であるかを問わずに、公開請求書の目的欄で「 <b>営利目的</b> 」を選択した場合は1件100円とする	国分寺市	
C AとBの 合体型	次の①②に該当する場合は1件200円とする ①・市内在住・在勤・在学者 ・市内にある事業所・法人・団体 上記からの請求であっても、公開請求書の目的	府中市	

	欄で「 <u>営利目的</u> 」を選択した場合 ②上記以外(市外在住、市外にある事業所・法人・団体)からの請求		
D 特定文書のみ有料型	区民であるか、事業者であるかを問わずに、規則で定める特定の文書(旅館・飲食店・薬局・美容院等の開設や営業許可書)の請求のみ1件300円とする ※ほとんどの請求が事業者からで上記特定文書に集中しているという事情あり		中野区 板橋区
E 部分公開の閲覧のみ有料型	区民であるか、事業者であるかを問わずに、非公開情報が記録されているため部分公開決定となった文書を <u>閲覧</u> する場合は、 <u>マスキング処理費用</u> (手数料ではないとのこと)としてマスキングした文書のみ1枚につき10円とする ※部分公開で閲覧する文書のうち、マスキングしていないページには費用がかからない ※写しの交付の場合は、部分公開決定でもマスキング処理費用は不要で、いわゆる実費(写しの作成費用1枚10円)のみとなる		足立区 江戸川区
F 大量請求の閲覧のみ有料型	市民であるか、事業者であるかを問わずに、大量請求の場合のみ、 <u>閲覧手数料</u> を100枚までごとにつき100円とする。 ※写しの交付の場合はいわゆる実費(写しの作成費用1枚10円)のみとなる ※大量請求とは、請求から60日以内にすべての公開決定を終えようとする事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、分割して公開決定をするときをいう。 ※これに近いのが和歌山県(25年1月～)の「閲覧の場合のみ、手数料を40枚までは4枚ごとにつき10円、40枚を超えると40枚ごとにつき100円とする」である。	青梅市 (平成30年9月議会で可決。31年4月施行)	

● 類型B以降の問題点

- ・ 類型B、Cにある「請求者が請求目的を『営利目的』と申出した場合に有料とする規定」は、事業者からの請求で明らかに業務で使う目的と思われるでも、「営利目的ではない」と申出されればそれ以上調査することは出来

ないので、実質的に営利目的の請求を見分けることは不可能であり規定の有効性が薄い。

- ・類型Dは、都と23区は旅館・薬局・飲食店・美容院等の開設等許可権限を持っており、公開請求のほとんどが事業者からの当該許認可文書の公開を求めるものときいている。当市は上記の開設許可権限をもっておらず、事業者から請求が集中している特定の文書は無いため、この類型とする必要は無い。
- ・類型E、Fは、市民か否か・営利目的か否かは問わず、「閲覧でかつ一定の条件に合致した場合」のみ手数料(又はマスキング処理費用)がかかる。「閲覧」であっても公開決定の決裁時には起案書に公開文書の写しを添付するため最低1回はコピーを作成することなどから、「写しの交付」の1枚10円よりは低い経費の一部を請求者に負担して頂くという考え方である。しかしこれでは、「写しの交付」の場合はコピー作成の実費負担のみで経費の負担はないのに、「閲覧」のみ経費の負担を求めることになり、制度設計として公平さを欠くのではないかと考える。当市では「写しの交付」でなく「閲覧」を選択する請求者はごく少ないことから(29年度3件で5%)、仮にこの類型をとっても手数料を支払う請求者は少ないと予想するが、制度設計として不公平感があること、また、手数料無料化の陳情が採択されていることから市民も含めて手数料徴収の対象にするのは問題があると考ええる。



以上のことから、類型Aの「市民以外は有料」とするのが対象者の判別がわかりやすく、市民の理解を得られると考える。

エ、公開手数料は、直近5年間(26～30年度見込み)の歳入平均が14,300円という少額である。このうち、市民からの納付分は11,000円であり、無料化しても大きな歳入減ではない。(資料あり)

オ、1年間に出来る公開請求の数は、保育園の指定管理者選定があった平成20年度の129件をピークに84、78、53と減り、24～29年度は平均40件程度である(30年度は憩いの家関係の請求が多いことから70件程度になる見込み)。請求数は、市民の中で意見が分かれる事業(西口再開発や保育園の指定管理)や議会で問題点を指摘された事業があったときに増大している。

公開請求者は過去5年平均で年30名程度と少なく、請求の6割は市内在住

者からで、いずれも何か調べたいことがあるために公開請求をしている。公開文書の受取りに原則来庁が必要など事務手続の手間がかかるため、手数料が無料になったという理由のみで、市民からの請求が飛躍的に増えるとは考えにくい。

### 3、東村山市情報公開条例（抜粋）

（公開手数料等）

第16条 公文書の公開については、別表に定めるところにより公開手数料を徴収する。

- 2 既納の公開手数料は、還付しない。
- 3 公開に係る公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。
- 4 市長は、請求人が行政手続法（平成5年法律第88号）及び東村山市行政手続条例（平成7年東村山市条例第20号）に基づく文書の閲覧、書面の交付を請求する場合で、特に必要であると認めるときは、公開手数料を減額又は免除することができる。

別表（第16条）

公開手数料

公開の区分	公文書の種類	金額
閲覧	文書、図画、写真、電磁的記録	1件名1回につき 100円
視聴	フィルム（映画フィルムを除く。）	1件名1回につき 100円
	映画フィルム	1巻1回につき 100円
	ビデオテープ	1巻1回につき 100円
	録音テープ	1巻1回につき 100円
写しの交付	文書、図画、写真、電磁的記録	1件名1回につき 100円

**情報公開の請求数・手数料収入額**  
(平成24年度～平成30年度10月末)

年度	請求数 (出された請求書の枚数)		請求数 年計	手数料収入	手数料 年間合計	コピー代 年間収入	手数料 最高額
	市民からの請求						
24年度	市民からの請求	18	29	¥3,300	¥8,200	¥10,660	¥1,900 (市民以外)
	市民以外からの請求	11		¥4,900			
25年度	市民からの請求	30	41	¥22,200	¥23,900	¥40,760	¥7,800 (市民)
	市民以外からの請求	11		¥1,700			
26年度	市民からの請求	17	31	¥4,400	¥8,500	¥19,490	¥2,700 (市民以外)
	市民以外からの請求	14		¥4,100			
27年度	市民からの請求	18	38	¥10,600	¥15,900	¥27,500	¥5,800 (市民)
	市民以外からの請求	20		¥5,300			
28年度	市民からの請求	33	49	¥7,400	¥9,200	¥32,120	¥700 (市民)
	市民以外からの請求	16		¥1,800			
29年度	市民からの請求	33	55	¥6,600	¥9,300	¥26,320	¥800 (市民・市民以外共にあり)
	市民以外からの請求	22		¥2,700			
30年度 (10月末 現在の実績)	市民からの請求	35	44	¥15,500	¥16,800	¥18,750	¥4,300 (市民)
	市民以外からの請求	9		¥1,300			
30年度 (見込額)	市民からの請求	60	75	¥26,500	¥28,700	¥31,400	
	市民以外からの請求	15		¥2,200			

※手数料収入には、「写しの作成代」は含んでいない

5年間 (26～30年 度見込) の 平均値	年間請求数		年間手数料	請求1件当たり の手数料
	市民			
49枚	市民	32枚 64.9%	¥11,100	¥300(≒¥346)
	市民以外	17枚 35.1%		

(小数点以下四捨五入)

(手数料は100円単位)

(注1) 第5条各号に定める請求者を指す

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 実施機関に対し公文書の公開を請求することができるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。

- (1) 東村山市内(以下「市内」という。)に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの

## ●参考 情報公開条例の抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 市民等 第5条の規定により公文書の公開を請求できるものをいう。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 実施機関に対し公文書の公開を請求することができるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。

- (1) 東村山市内(以下「市内」という。)に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接利害関係を有するもの